

5 高土政第554号
令和5年8月10日

各土木事務所長
各所属長様
各事業主管課長

土木部土木政策課長

独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者等に係る入札契約手続の
特例を定める要領の取扱いについて

「独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者等に係る入札契約手続の特例を定める要領」（令和5年8月10日付け 5高土政第546号 副知事通知）が令和5年8月16日から施行されるに当たり、入札執行の結果の公表及び各様式について、下記のとおり定めましたので、お知らせします。

記

1 入札結果の公表

事前通知対象事業者等が落札者となり得る者又は落札候補者となり得る者に該当する場合、入札参加者に保留通知を行い、事前通知対象事業者等からの辞退届の受理及び失格決定をもって、落札者又は落札候補者の決定を行う。その後、落札者が決定した段階ですみやかに入札結果を公表することになるが、保留をかけた案件の結果から事前通知対象事業者等が特定される可能性がある。

よって、公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令が発表されるまでの当面の間は、すべての案件について、入札結果の辞退の根拠条文については記載しないこととする。

2 様式

入札手続の保留、失格及び辞退等の各段階で発注者及び入札参加者が使用する様式について定める。

独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者等に係る入札契約手続の特例を定める要領における様式一覧

様式番号	様式名	要領適用条項	
		本則	附則
1	入札手続の保留について（通知）	第4条第1項	第4条第1項
2	契約手続の保留について（通知）	—	第2条第1項 第3条第1項
3	入札失格通知書	第4条第2項	第4条第2項
4	辞退届（事前通知対象事業者等）	第4条第4項	第2条第4項 第3条第4項 第4条第4項
5	辞退届 （事前通知対象事業者等以外の入札参加者）	第4条第5項	第4条第5項
6	落札決定の取消しについて（通知）	—	第3条第2項

第1号様式

第 号
令和 年 月 日

様

高 知 県 知 事

入札手続の保留について（通知）

下記の業務（工事）について、「独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者等に係る入札契約手続の特例を定める要領」の規定により、入札手続を保留することとしましたので通知します。

記

- 1 業務（工事）名及び業務（工事）番号
- 2 開札年月日

注）入札参加者の全てに通知すること。

第2号様式

第 号
令和 年 月 日

様

高 知 県 知 事

契約手続の保留について（通知）

下記の業務（工事）について、「独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者等に係る入札契約手続の特例を定める要領」の規定により、あなたとの契約手続を保留することとしましたので通知します。

記

- 1 業務（工事）名及び業務（工事）番号
- 2 開札年月日

第3号様式

第 号
令和 年 月 日

様

高 知 県 知 事

入札失格通知書

「独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者等に係る入札契約手続の特例を定める要領」の規定により保留していた下記の業務（工事）の入札については、同要領第4条第2項（附則第4条第2項）の規定により、あなたを失格と決定したので通知します。

記

- 1 業務（工事）名及び業務（工事）番号
- 2 開札年月日

注）入札失格該当者の全てに通知すること。

第4号様式

《事前通知対象事業者等》

辞 退 届

件 名

上記の業務（工事）について、「独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者等に係る入札契約手続の特例を定める要領」の規定に基づき、入札手続（契約手続）を辞退します。

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名

- 備考 1 「件名」には業務（工事）名及び業務（工事）番号を記入すること。
2 法人にあっては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職・氏名を記入すること。

第5号様式

《事前通知対象事業者等以外の入札参加者》

辞 退 届

件 名

理 由

[]

上記の業務（工事）について、「独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者等に係る入札契約手続の特例を定める要領」の規定に基づき、入札手続を辞退します。

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名

- 備考 1 「件名」には業務（工事）名及び業務（工事）番号を記入すること。
2 法人にあつては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職・氏名を記入すること。
3 理由については、根拠となる資料を添付すること。

第6号様式

第 号
令和 年 月 日

様

高 知 県 知 事

落札決定の取消しについて（通知）

令和 年 月 日付け 第 号により契約手続を保留している下記の業務（工事）については、建設工事一般競争入札事務取扱要領第5の5(1)（建設工事指名競争入札事務取扱要領第6の(1)）の規定により落札決定を取り消し、あなたとの土木設計等業務委託契約（建設工事請負契約）は締結しないことに決定しましたので通知します。

記

1 業務（工事）名及び業務（工事）番号

2 開札年月日

3 取消理由

高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）の規定に基づく指名停止措置を受けたため
（公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたことによる。）